

基本規程	定 款	制 定 昭和28年 9月11日
No. 1		主管部門 総 務 部

実 施 日

2022年 12月 30日

改 訂 日

2022年 12月 29日改訂

ジオマテック株式会社

# 目 次

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 (商 号) . . . . . 1
- 第 2 条 (目 的)
- 第 3 条 (本店の所在地)
- 第 4 条 (機 関)
- 第 5 条 (公告方法) . . . . . 2

## 第 2 章 株 式

- 第 6 条 (発行可能株式総数)
- 第 7 条 (単元株式数)
- 第 8 条 (単元未満株主の権利)
- 第 9 条 (単元未満株主の買増し)
- 第 10 条 (株式取扱規則)
- 第 11 条 (株主名簿管理人)

## 第 3 章 株主総会

- 第 12 条 (招 集) . . . . . 3
- 第 13 条 (定時株主総会の基準日)
- 第 14 条 (招集権者及び議長)
- 第 15 条 (電子提供措置等)
- 第 16 条 (決議の方法)
- 第 17 条 (議決権の代理行使)

## 第 4 章 取締役及び取締役会

- 第 18 条 (員 数) . . . . . 4
- 第 19 条 (選任方法)
- 第 20 条 (任 期)
- 第 21 条 (代表取締役及び役付取締役)
- 第 22 条 (招集権者及び議長)
- 第 23 条 (取締役会の招集通知) . . . . . 5
- 第 24 条 (取締役会の決議方法等)
- 第 25 条 (取締役への重要な業務執行の決定の委任)
- 第 26 条 (取締役会規程)
- 第 27 条 (報 酬 等)
- 第 28 条 (取締役の責任免除)

## 第 5 章 監査等委員会

- 第 29 条 (常勤の監査等委員) . . . . . 6
- 第 30 条 (監査等委員会の招集通知)
- 第 31 条 (監査等委員会の決議方法)
- 第 32 条 (監査等委員会規程)

## 第 6 章 計 算

- 第 33 条 (事業年度)
- 第 34 条 (剰余金の配当等の決定機関)
- 第 35 条 (剰余金の配当の基準日)
- 第 36 条 (剰余金の配当等の除斥期間等)

- (附 則) . . . . . 7

# 第 1 章 総 則

## 第 1 条 (商 号)

当社は、ジオマテック株式会社と称し、英文では、GEOMATEC CO., LTD. と表示する。

## 第 2 条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 次の各項目の設計、製造、加工、販売、輸出入
  - ① 真空成膜処理製品
  - ② 真空成膜用基板
  - ③ 真空成膜処理用プラント
  - ④ 電子光学部品
  - ⑤ ガラス、合成樹脂、金属、セラミックス
- (2) ③に関わる賃貸及び修理
- (3) 真空成膜技術に関わるコンサルタント業務
- (4) 図書の出版、販売
- (5) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関わる業務
- (6) 実用新案、特許の保有利用
- (7) 不動産の賃貸、管理の業務
- (8) 倉庫業
- (9) 自動車運送業
- (10) スポーツ施設、宿泊施設の経営
- (11) 飲食店業
- (12) 前各号に付帯する一切の業務

## 第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を横浜市に置く。

## 第 4 条 (機 関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、21,600,000株とする。

第7条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条 (単元未満株主の権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第9条 (単元未満株主の買増し)

当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第10条 (株式取扱規則)

当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利の行使に関する手続きは、法令又は本定款の定めのほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第11条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

## 第 3 章 株主総会

### 第 12 条（招 集）

当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある時に随時これを招集する。

### 第 13 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

### 第 14 条（招集権者及び議長）

当会社の株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### 第 15 条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### 第 16 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

### 第 17 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

### 第18条（員 数）

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、7名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

### 第19条（選任方法）

当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。
- 4 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

### 第20条（任 期）

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

### 第21条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選任するほか、必要に応じて取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役若干名を選定することができる。

### 第22条（招集権者及び議長）

当社の取締役会は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、代表取締役が招集し、その議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第 23 条（取締役会の招集通知）

当社の取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第 24 条（取締役会の決議方法等）

当社の取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第 25 条（取締役への重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

#### 第 26 条（取締役会規程）

当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第 27 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

#### 第 28 条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。



## 第 5 章 監査等委員会

### 第 29 条（常勤の監査等委員）

当会社の監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

### 第 30 条（監査等委員会の招集通知）

当会社の監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

### 第 31 条（監査等委員会の決議方法）

当会社の監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### 第 32 条（監査等委員会規程）

当会社の監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 計 算

### 第 33 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

### 第 34 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

### 第 35 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### 第 36 条（剰余金の配当等の除斥期間等）

剰余金の配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。

2 未払の剰余金の配当には、利息をつけないものとする。